

日独の音楽教科書にみる「諸外国の音楽」の教材内容と指導法 — 日本の小学校5・6年生とドイツの中等教育学校1・2年生の教科書の比較 —

梅 林 郁 子

(2019年10月21日 受理)

Teaching Materials and Methods for “Music from Other Countries” in Japanese and German School Textbooks: Comparison of Textbooks of Japanese Elementary School Fifth and Sixth Graders and German Secondary School First and Second Graders

UMEBAYASHI Ikuko

要約

本稿は、日独の音楽科教科書を対象として、「諸外国の音楽」に係る教材内容と指導法の特徴を考察するものである。対象とする教科書は、日本の小学校5・6年生用2種（教育出版、教育芸術社）とドイツの中等教育学校1・2年生用2種（いずれもヘルプリング社）の、計4種とする。

日本では国全体の教育課程の基準として『学習指導要領』が定められており、教科書もこれに沿って作成されるが、『学習指導要領』では「諸外国の音楽」を主に鑑賞教材として示しているため、日本の教科書は「諸外国の音楽」を主として鑑賞領域で扱っている。一方でドイツでは、教育に関する権限が州にあり、国全体の統一基準は無い。そのため今回対象とする2種類の教科書も「諸外国の音楽」については、一方は、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカの3地域に限定してひとつの地域の音楽を深く学ばせる形を取り、もう一方は、日本の教科書のように鑑賞領域で多くの地域を扱う形を取るというように、出版社は同じでも、異なる編集方針に基づいている。さらに日独の教科書の相違点としては、ドイツの教科書では、「諸外国の音楽」を歌わせたり、曲に合わせてダンスなどをさせたりすることで、様々な地域の音楽を実践的な形で学ばせることと、「諸外国の音楽」を、楽典を学ばせる上での教材として扱うことが挙げられる。

キーワード：

日本の小学校、ドイツの中等教育学校、音楽科教科書、諸外国の音楽

1. はじめに

日本では、1947年以降、全国の学校で一定の教育水準を保つことを目的に、教育課程の基準として『学習指導要領』が定められた。以降、教科書については検定が行われ、合格した教科書より都道府県の教育委員会等が採択する流れとなっている。一方、ドイツでは、教育に関する権限は国ではなく、16ある各州に属しているため、教育課程の基準も州毎に異なっている。また、教科書の検定・採択方法も州に任ざれており、音楽はいわゆる主要教科ではないため、州として教科書検定を行わないという選択肢もあれば、特に小学校では、そもそも学校教育のなかで音楽の授業がほとんど行われない場合もある¹。学校制度も日本とドイツでは大きく異なっており、日本は初等教育6年と中等教育6年のいわゆる6・3・3制であるのに対し、ドイツでは初等教育4年間の後、5～9年間の中等教育が続く。

本稿では、このように地理的にも離れ、異なる学校制度の基、教育課程の基準設定方法も教科書の検定方法も全く異なる日独両国の音楽科教科書を比較研究の対象とするが、その焦点を「諸外国の音楽」に絞って考察することで、教育制度の異なる両国の、「諸外国の音楽」に関する教材内容と指導法の特徴・特長を考察する。その上で、ドイツから日本の小学校音楽教育へ、有益に取り入れ得る指導法があるかという点についても考えたい。

2. 対象とする教科書

研究対象は、日本の小学校5・6年生に相当する学年の教科書とする。この学年は、日本では初等教育の最終2学年となるが、ドイツでは中等教育の最初の2学年の扱いとなり、両国の教育制度の違いを反映している学年でもある。

対象の教科書は、日本では、現在教科書として認められている全2種『音楽のおくりもの』5・6 (2017、教育出版) と『小学生の音楽』5・6 (2017、教育芸術社) を用いる。一方、ドイツでは教科書の種類が日本と違って大変多いので、今回はヘルプリング Helbling 社から出版されている2種類の教科書 *Club Musik* 1 (2015) と *MusiX* 1 (2019) を使用することとした²。どちらの教科書も2学年分が合本となっており、題名の後の1は1巻、つまり原則として中等教育学校1・2年生用であることを示している³。尚、ドイツでは現在のところ一般的に、4年の小学校 *Grundschule* を終えた後の進学先が、大学進学を目的としたギムナジウム *Gymnasium*、職業訓練を中心とする実科学校 *Realschule*、基礎教

¹ この点、同じくドイツ語圏である隣国のオーストリアは、日本と同様に国全体で統一された教育課程基準を持ち、独立した教科ではないが、原則的に小学校1年生から音楽の授業も行われる。

² 「1. はじめに」で述べた、ドイツにおける様々な教科書検定の在り方は、ひとつの教科書にも複数の版を生み出している。例えば *MusiX* を例にとると、D版 (Ausgabe D) は3巻が1セットとなっていて中等教育全体をカバーする形となっているが、他にバイエルン州の実科学校 *Realschule* 専用で使用するB版 (Ausgabe B) と同州のギムナジウム *Gymnasium* 専用で使用するBG版 (Ausgabe BG) がある。因みに *MusiX* 1 について本稿では、新D版 (Neuausgabe D) を対象とする。この版は、本稿を執筆している2019年現在では、第1巻しか出版されていないが、ヘルプリング社のウェブサイトによると第2巻が2020年、第3巻が2022年に出版され、やがて現行の *MusiX* に替わると考えられる。因みに、国に拠る統一した基準の無いドイツの教科書は、改訂年も様々である。

³ 実際のところ、これらの教科書は中等教育学校だけではなく、小学校の隣接する学年で用いられる可能性もあり、このような采配も州によって異なる。

育と職業準備を行う基幹学校 *Hauptschule*、小学校4年生で将来の進学や就職を決定しないが良いよう、初等教育と中等教育を一環で行う総合学校 *Gesamtschule* の4種類ある⁴。

教科書の採択は、州によって異なるだけでなく、校種毎に状況が違う — 例えば、ギムナジウムでは認めるが基幹学校では認めない、など — 場合もあるが、次の【表1】ではヘルプリング社のウェブサイトの表記に基づいて、中等教育学校のうち、いずれか一種類の学校でも採択されている場合は、煩雑さを避けて○印を付けている。各州が、どの校種で教科書を採択しているかの詳細は、本稿末の【表3】に補遺として示す。尚、ウェブサイトでは、音楽科について認可手続きを行っていないなどの州については、実際に教科書が使用されているか否かの情報を示していないので、【表1】に記載している採択が明確な州以外でも使用されている可能性がある⁵。

【表1】対象教科書の採択状況

州名	教科書名	
	Club Musik 1	MusiX 1
Baden-Württemberg	○	○
Bayern	×	○
Bremen	○	×
Hessen	○	○
Niedersachsen	○	○
Rheinland-Pfalz	○	○
Sachsen	○	×
Thüringen	○	○

以上を踏まえ、ヘルプリング社の2種類の教科書について比較すると、【表1】と本稿末の【表3】から、*Club Musik 1*と*MusiX 1*は、校種による明確な区分けがなされていないことがわかる。本稿では対象として取り扱わないが、ヘルプリング社ではさらにもう一種類 *im. plus* という教科書が出版されており、これは出版社のウェブサイトで「簡単、しかし専門的 *Einfach, aber professionell*」といった紹介がされており、中等教育学校で認可されている6州⁶全てにおいて、ギムナジウムのみ認可が下りていない。ギムナジウムの生徒たちは学校を修了するにあたり、アビトゥア *Abitur* (高校卒業試験兼大学入学試験) を受験する必要があり、この試験には音楽も含まれているため、ヘルプリング社では、ギムナジウム用とそれ以外の学校用で、内容の異なる教科書を作成していると考えられる⁷。外観としては、

⁴ 但し、学校制度や学校の名称は、州によって大きく異なる。本稿末に【表1】のより詳細な情報を【表3】として示すが、この表からは、各州で様々な中等教育学校の制度・名称があることがわかる。

⁵ この点については、【表3-1】の註2を参照されたい。

⁶ Baden-Württemberg, Bremen, Hessen, Niedersachsen, Rheinland-Pfalz, Thüringen。

Club Musik 1はA4サイズで196ページ、*MusiX* 1は変型B5サイズで232ページあり、字や楽譜などの大きさから *MusiX* 1の方が、若干内容の濃い印象を受ける⁸。尚、*Club Musik* と *MusiX* は、オーストリアの中等教育学校でも教科書として採択されている⁹。

3. 日本の教科書における「諸外国の音楽」

3. 1 『音楽のおくりもの』5・6 (教育出版)

『音楽のおくりもの』における「諸外国の音楽」は、5年生の「日本の音楽・世界の音楽 — 日本や世界の音楽の、いろいろな表現のみりよくを感じ取ろう。」で取り上げられている鑑賞教材「世界の音楽 — いろいろな声や楽器の表現を楽しもう」(5: 34-35) がほぼ全てであるが、他わずかにインターロッキングの創作との関連からアフリカの木琴の合奏と、スピリチュアルが1曲取り上げられている。また、6年生では教科書全体を通して、スピリチュアルが1曲取り上げられているのみである。

【表2-1】『音楽のおくりもの』5・6で取り上げられている諸外国の音楽

大州	ジャンル・楽器・曲名等	国・地域 ¹⁰	単元等	巻：ページ
ヨーロッパ	バグパイプ	スコットランド (イギリス) ほか	世界の音楽	5:34-35
	ヨーデル	スイス・オーストリアほか	世界の音楽	5:34-35
	ブルガリアの合唱	ブルガリア	世界の音楽	5:34-35
アジア	ウード	イラクほか	世界の音楽	5:34-35
	ホーミー	モンゴル	世界の音楽	5:34-35
	アルフー	中国	世界の音楽	5:34-35
	ガムラン	インドネシア	世界の音楽	5:34-35

⁷ このような教科書の作成方法は、他の出版社においても行われている。例えば、同様にドイツの音楽教科書を出版しているクレット Klett 社でも、ギムナジウム用の *Spielpläne* と他校種用の *musik live* の2種類の教科書を出版している。

⁸ 因みに日本の教科書は、『音楽のおくりもの』、『小学生の音楽』5・6共に、変型B5サイズで、ほぼ75ページずつである。

⁹ オーストリアの教育制度は、4年間の小学校 Volksschule における初等教育の上に、4年間の中学校 Mittelschule、または一般教育中学校 Allgemeinbildende höhere Schulen, Unterstufe の中等教育が続く。さらに中学校では卒業後に職業教育へ、一般教育中学校では職業教育だけでなく、大学進学を視野に入れた4年間の上級課程への進学も可能であり、この場合、やがてドイツのアビトゥアと同様のマトウーラ Matura を受験することとなる。しかしオーストリアでは、註1でも述べたように、日本と同様、国が教育課程の基準を定めており、それに基づいた教科書検定が行われている。また、これも日本と同じく、中学校と一般教育中学校で異なった内容の教科書を使用するといった措置は取られていない。2019年現在認可されている教科書は、ドイツでも使用されている *Club Musik*、*MusiX*、*Spielpläne* の他、オーストリアのみで使用されている *Erlebnis Musik* と *Musik aktiv* の全5種である。

¹⁰ 国・地域の表記は、各教科書に準ずる。【表2-2】から【表2-4】も同様。

アフリカ	グリオの語りとコラの演奏	セネガルほか	世界の音楽	5:34-35
	木琴の合奏	アフリカ	インターロッキングの音楽	5:51
アメリカ	ゴスペル	アメリカ合衆国	世界の音楽	5:34-35
	スピリチュアル		音楽ランド	5:60
	こげよ マイケル			
	ロック マイ ソウル			
ビッグバンド	いろいろなアンサンブル	5:76		
	フォルクローレ	ペルー、ボリビアほか	世界の音楽	5:34-35

【表2-1】からは、特に5年生の「世界の音楽」で、教科書2ページのなかに、非常に効率良くヨーロッパ、アフリカ、アジア、アメリカの音楽がまとめられていることが見て取れる。一方、このような地域の音楽は、「歌い方や楽器の音色、音の重なり方のおもしろさを感じ取ってきこう。」(5:35)という一文が書かれているように、鑑賞領域の教材として扱われるが、これは2008年改訂の『学習指導要領』において、「諸外国の音楽」の扱いが鑑賞領域にて明示されている¹¹ことを反映するもので、歌唱や創作における「諸外国の音楽」は大変に少ない。

3. 2 『小学生の音楽』5・6 (教育芸術社)

『小学生の音楽』では5・6共に、同様の形で「諸外国の音楽」が扱われている。まず、5年生の教科書では、導入として口絵にペルーのマングワレの紹介がされている。そして、「声による世界のいろいろな国の音楽に親しみましょう。」(5:46-47)で、「それぞれの国の人々が大切に伝えている音楽をききましょう。」と「声の特徴や音楽の雰囲気のちがいに気をつけてききましょう。」の2つの目標を掲げ、4つの国の音楽を挙げている。さらに6年生では、「楽器による世界のいろいろな国の音楽に親しみましょう。」(6:42-43)で、「それぞれの国の人々が大切に伝えている音楽をききましょう。」と「楽器の音色の特徴や音楽の雰囲気のちがいに気をつけてききましょう。」の2つの目標を掲げ、5つの国の音楽を挙げている。ここで扱われている音楽と国・地域は【表2-2】に示すとおりである。

¹¹ 2008年改訂『学習指導要領』第2章 第6節 第2〔第5学年及び第6学年〕2 B「(2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の楽曲。尚、2017年改訂『学習指導要領』においても、上記の「感じ取りやすい」が「捉えやすい」に、「楽曲」が「曲」に変更されただけで、大きな変更は無い。

【表2-2】『小学生の音楽』5・6で取り上げられている諸外国の音楽

大州	ジャンル・楽器・曲名等	国・地域	単元等	巻：ページ
ヨーロッパ	バグパイプ	イギリス	楽器による世界の国々の音楽	6:42-43
	ヨーデル	スイスなど	声による世界の国々の音楽	5:46-47
アジア	メヘテルハーネ、ズルナ	トルコ	楽器による世界の国々の音楽	6:42-43
	ホーミー	モンゴル	声による世界の国々の音楽	5:46-47
	アルフー	中国	楽器による世界の国々の音楽	6:42-43
	まつり花		みんなで楽しく	6:61
	ケチャ	インドネシア	声による世界の国々の音楽	5:46-47
	ガムラン		楽器による世界の国々の音楽	
アリラン	朝鮮半島	みんなで楽しく	6:60	
アメリカ	ゴスペル	アメリカ合衆国	声による世界の国々の音楽	5:46-47
	スピリチュアル こげよ マイケル		和音の美しさを味わおう	5:24
	フォルクローレ、 ケーナ、チャランゴ	ペルー、ボリビアなど	楽器による世界の国々の音楽	6:42-43
	マンダリン		音楽ブリズム 音の力	5:2-3
リボンのおどり(ラバンバ)	メキシコ	いろいろな音の響きを味わおう	5:16	

『小学生の音楽』においても「諸外国の音楽」の大半を鑑賞教材として扱っているが、5年生で声楽、6年生で器楽に区分けしていること、また各音楽について、教科書のなかで簡単な説明が付されていることなどが、『音楽のおくりもの』とは異なっている。また、アメリカのスピリチュアル以外に中国、朝鮮半島、メキシコの歌を歌唱教材として取り上げている一方、アフリカの音楽については全く言及されていない。

4. ドイツの教科書における「諸外国の音楽」

4. 1 Club Musik 1 (ヘルプリング社)

【表2-3】に、Club Musik 1で扱われている「諸外国の音楽」の一覧をまとめて示す。Club Musik 1では、日本の教科書と違ってアジアの音楽は全く取り上げられておらず、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカの音楽に限定されている。その一方で、「諸外国の音楽」が様々な単元で取り上げられており、「諸外国の音楽」の学習や比較を通じて、テンポ、形式、五音音階といった楽典を学習させる仕組みとなっている。また、アフリカの音楽、北アメリカの音楽、ラテンアメリカの音楽と様々な地域の音楽を学ぶことを目的とした単元もあり、一地域の音楽に、多くのページが割かれていることも特徴的である。

【表2-3】 *Club Musik* 1 で取り上げられている諸外国の音楽

大州	ジャンル・楽器・曲名等	国・地域	単元等	ページ数
ヨーロッパ	<i>Alunelul</i>	ルーマニア	ルーマニアの踊り	81
	<i>Tancuj</i>	スロヴァキア	テンポ	91
	<i>Ernte-Kolo</i>	ドイツ・ハンガリー	南ヨーロッパの民謡	114
アフリカ	<i>Je Je Je</i>	ガーナ	総譜	56-57
	<i>Baga Giné</i> 他	ギニア	アフリカからの音楽	175-177
アメリカ	<i>Rock My Soul</i>	アメリカ	三部形式	66-67
	バーボンストリートのマーチ		マーチ	108
	<i>Un Poquito Cantas</i>	南アメリカ	南アメリカの踊り歌	95-96
	サルサ、ラ バンバ	ラテンアメリカ	ラテンアメリカの音楽	136-139
	<i>Land of the Silver Birch</i>	カナダ	五音階	146-147
	カントリー カントリー&ウェスタン <i>Yankee Doodle</i> <i>O Mary, o Martha</i>	北アメリカ	北アメリカからの音楽	178-182

日本の教科書と異なり、*Club Musik* では、「諸外国の音楽」を鑑賞で終わらせることが無い。『音楽のおくりもの』よりも若干多く鑑賞以外の曲を掲載している『小学生の音楽』では、6年生の教科書で《アリラン》や《まつり花》において、原語と日本語の大意を汲んだ訳を付しているが、*Club Musik* でも同様の取り組みがなされている。

例として、「ルーマニアの踊り」の単元に含まれる《アルネルル *Alunelul*》を見てみよう。初めに「アルネルル（発音は *Alunélul*、意味は「小さなヘーゼルナッツ」）は、ルーマニアの南西にあるオルテナ（発音は *Olténia*）地方の、グループで行うダンスの名前です。このダンスは一列になって、または輪になって行われます。これはまた、ブルガリアやセルビアとの国境にまで広まっています。」¹² (*Club Musik* 1:81) という説明文が書かれ、その下に、次のコードネーム付きの楽譜が掲載されている。

¹² Alunelul (Betonung: Alunélul; dt. die kleine Heselnuss) ist der Name für eine Gruppe von Tänzen aus der Landschaft Oltenia (Betonung: Olténia) im Südwesten Rumäniens. Sie werden in Kettenform, in einer Reihe oder im Kreis ausgeführt und sind auch im angrenzenden Bulgarien und Serbien verbreitet.

F C F C F F C Dm A Dm

A - lu - ne - lu', a - lu - ne - lu' hai la joc, să ne fi - e, să ne fi - e cu no roc.

5 F C F F C Dm A Dm

1. Ci - neș ho - ră o să joa - ce, mă - re, ma - re se va fa - ce.
2. Joa - că, joa - că tot pe loc, să ră - sa - ră bu - su - ioc.

9 F C F F C Dm A Dm

Ci - ne no ju - ca de fel, va ră - mă - ne mi - ti - tel.
Joa - că, joa - că tot a - șa, joa - că și nu te la - sa.

【譜例 1】《アルネルル》

また、『小学生の音楽』では《アリラン》や《まつり花》の原語に片仮名を振って原語の響きを捉えさせようとしていたが、*Club Musik* では次のような発音上の注意点を表記することによって、ルーマニア語らしい響きを捉えさせようとしている。

発音 : j=Journal ジャーナル、c (単語の最後や、u と a の前では) =k (Kurt クルト)
c (e や i の前では) =tsch (tschüss チュス)、v=w (Wange ヴァング)
ă=ə (アクセントのつかない最後の e Falle ファレ)、â=i の唇の形で ü を発音する
ș=sch (Schule シューレ)¹³ (ibid.)

ドイツ語とルーマニア語は、共にアルファベットに拠るが、発音の仕方に違いがあるため、このような発音上の注意点としての解説を付している。例えば、ドイツ語の場合、「jo」は「jo ヨ」と発音するのが一般的だが、外来語の「ジャーナル」を例に出してルーマニア語では「ʒo」の発音となること、「va」はドイツ語風に「fa」ではなく「va」といったことである。またドイツ語には無い文字の読み方 (ă, â, ș) についても示している。

歌詞の翻訳も書かれているが、以下には参考として、ドイツ語から筆者が翻訳したものを示す。

翻訳 :

小さなヘーゼルナッツ、小さなヘーゼルナッツ、踊りにおいで。

踊りは私たちに幸せをもたらしてくれるでしょう。

¹³ Aussprache: j = (Journal); c (am Ende eines Wortes oder vor u und a) = k (Kurt); c (vor e oder i) =tsch (tschüss); v = w (Wange), ă = ə (unbetontes End-e; Falle); â = in Lippenstellung „i“ ein „ü“ sprechen; ș = sch (Schule)

1. このホラ（輪になった踊り）を踊る人は大きくなるでしょう。
踊らないと、小さいままでしょう。
2. その場所で踊り続けていると、バジルの花が咲くでしょう。
踊り続けなさい、やめないで。¹⁴ (ibid.)

《アリラン》などのように日本語で原語に片仮名を振るにしても、《アルネルル》のように発音について細かく註を付すにしても、実際の発音に遠く及ばないのは事実であろう。しかし、あらゆる国の言葉を完璧に話すことは不可能なのだから、この年代の子どもたちが、自分たちとは異なる外国の響きをなんとなくではあっても感じ取り、韓国語らしさ、中国語らしさ、ルーマニア語らしさなどの雰囲気味わう経験ができることは重要であろう。

もうひとつ、日本の教科書における「諸外国の音楽」との大きな違いとして、様々な音楽で動きやダンスを取り入れていることが挙げられる。《アルネルル》でも教科書に詳細な踊り方が記されているが、ここでは、もう1曲、『小学生の音楽』と *Club Musik* に共通で教材として掲載されている《ラ バンバ *La Bamba*》で、言葉とダンスの扱いを見てみたい。

『小学生の音楽』5における《ラ バンバ》は、「いろいろな音の響きを味わおう」を目的に、楽譜としてはハ長調で6小節のみが掲載されている。また歌詞には「ゆらゆらリボン」や「ピンクのリボン」という原詩とは全く異なる新作の詞が付されている。主旋律はリコーダーか鍵盤ハーモニカで演奏し、それに木琴、鉄琴、ピアノ、タンバリン、太鼓が合奏として加わる譜面である。この曲ではパートの重ね方の工夫の他、へ音記号の読み方とアクセントを学ぶこととなる。

一方、*Club Musik* の《ラ バンバ》は、ラテンアメリカの音楽を学ぶこと自体が目的である。そのため楽譜の上に、「ラ バンバはメキシコの民謡で、1958年にリッチー・ヴァレンスによって初めて、ポピュラーなバージョンでレコードに録音されました。それ以来、様々な解釈の多くの録音が存在してきました：ラ バンバは、ラテンアメリカ音楽の世界的なヒットとなりました。¹⁵」(*Club Musik* 1:138)との説明文が書かれている。また曲の後には、リッチー・ヴァレンス Ritchie Valens (1941–1959) について、若くして飛行機事故で亡くなったことや、有名な歌手だったため、ロサンゼルスハリウッド・ウォーク・オブ・フェームに星形のプレートがあるといった情報が写真付きで紹介されている (*Club Musik* 1:139)。

楽譜はト長調で32小節（1～3括弧までを含む）が記され、原語のスペイン語で2番までの歌詞と、その下におおまかに原詩の内容を汲んだ独訳詞が付されている。*Club Musik* では、諸外国の音楽について他の曲においても、基本的に原語の歌詞＋独訳詞を付し、全く関係の無い新たな歌詞を付けること

¹⁴ Kleine Haselnuss, kleine Haselnuss, komm zum Tanz. Möge er uns Glück bringen.

1. Wer diese Hora (Kreistanz) tanzt, wird groß werden; wer sie nicht tanzt, wird klein bleiben.

2. Tanz immer auf derselben Stelle, damit das Basilikum aufblüht. Tanz weiter so, tanz und gib nie auf.

¹⁵ *La Bamba* ist ein mexikanisches Volkslied und wurde erstmals von Ritchie Valens im Jahr 1958 in einer populären Version auf Schallplatte aufgenommen. Seither gab es viele Einspielungen von verschiedensten Interpreten: *La Bamba* wurde ein Welthit der lateinamerikanischen Musik.

は無い。

次に、ダンスについて見てみたい。*Club Musik*の《ラバンバ》では、次のような踊り方の解説がされている。

ラテンアメリカのダンスは、骨盤に動きの中心があります。

- ・ 骨盤に、最大限動きの自由を持たせるため、わずかに膝を曲げましょう。

D15の例を聴いて、部屋のなかを気楽に小さなステップで歩き、骨盤を、円を描くように動かしましょう。

- ・ 骨盤で、数字や文字を書きましょう（右を見なさい¹⁶）。
- ・ この音楽の情熱的な響きを、南アメリカ人たちはさらに、高く、大きな叫び声で支えています。録音の例のように叫んでみましょう。例えば「ブルルル！ リーー！ ラバンバ！ オレ！ アリバ、アリバ！」¹⁷ (*Club Musik* 1:139)

振りを付けて音楽に合わせて踊る形は、この曲だけでなく、先に挙げた《アルネルル》の他、マーチ、ドイツ＝ハンガリーの《エルンテ・コロ *Ernte-Kolo*》、アフリカの音楽、北アメリカの音楽においても同様である。

つまり、*Club Musik*では、「諸外国の音楽」について、鑑賞を主目的とした教材の選択をせず、声楽曲を中心に、一地域の音楽や一曲を集中して取り上げ、歌詞を原語表記と翻訳で提示することで、言葉の発音の違いに気付かせ、元の曲の歌詞の意味を捉えさせようとしている。また、ダンスを伴う曲も多く取り入れることで、体を動かすなかで、諸外国の人々が、どのように音楽を楽しんでいるか追体験できるような教材を用いているのである。

4. 2 *Musix* 1 (ヘルプリング社)

以下の【表2-4】は、*Musix*1に掲載されている「諸外国の音楽」の一覧表である。

¹⁶ この文章の右側に、子どもたちが数字や文字を描くように踊っている写真が掲載されている。

¹⁷ Lateinamerikanische Tänze haben das Zentrum der Bewegung im Becken:

- ・ Beugt ein wenig eure Knie, um größtmögliche Bewegungsfreiheit im Becken zu haben. Geht zum Hörbeispiel D15 in ganz kleinen Schritten locker durch den Raum und bewegt dazu das Becken kreisförmig.
- ・ Schreibt mit eurem Becken Ziffern und Buchstaben nach (siehe rechts).
- ・ Die temperamentvollen Klänge ihrer Musik unterstützen Südamerikaner noch mit hohen und lauten Rufen. Ruft zum Hörbeispiel z. B.: „Brrr! liih! La Bamba! Olé! Arriba, arriba!”

【表2-4】Musix1で取り上げられている諸外国の音楽

大州	ジャンル・楽器・曲名等	国・地域	単元等	ページ数
ヨーロッパ	<i>What shall we do with the drunken sailor</i>	アイルランド	長調と短調の三和音	170-171
	イリアン・パイプス		異なる響きを探して	212-213
アジア	<i>Reiskekstanz</i>	日本	拍子のなかの音楽	62
	<i>Shalom chaverim</i>	イスラエル	アウフタクト	65
	五音音階など	中国	異なる響きを探して	212-213
アフリカ	<i>Ayelevi</i>	ガーナ	ソルミゼーション	68
	ムビラ	ジンバブエ	異なる響きを探して	212-213
アメリカ	スピリチュアル <i>Kumbaya</i>	アメリカ	旋律の構成要素	106
	ナバホインディアンの歌と踊り		異なる響きを探して	212-213
	サンバ	ブラジル	異なる響きを探して	212-213
オセアニア	ディジェリドゥ	オーストラリア	異なる響きを探して	212-213

Club Musik 1と異なり、*Musix* 1では、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカに偏らず、アジアの音楽も取り上げている。さらに、日本の教科書でも扱われていないオセアニアの音楽も取り上げ、五大州全てを網羅していることが特徴的である。またその半分は「異なる響きを探して」という日本での鑑賞領域における取り上げ方と大変良く似ており、『小学生の音楽』における「声による世界の国々の音楽」(『小学生の音楽』5:46-47)や「楽器による世界の国々の音楽」(ibid. 6:42-43)と同様、世界地図上に、楽器や演奏者の写真と説明文が配置されている。但し、*MusiX*では、国名・写真・説明文はバラバラに置かれ、クイズ形式で、例となる音楽を聴いて特徴を考え、国名・写真・説明文を合致させる形を取っている¹⁸。このように鑑賞領域に民族音楽をまとめる方法は、様々な国の音楽を少ない時間数で扱えるという大きなメリットがあり、*MusiX*ではこの方式で、日本の教科書と同様に多くの地域の音楽をまとめて取り上げている。

一方で、それ以外では *Club Musik* と同じような形で、「諸外国の音楽」が様々な単元で取り上げられているが、ここでは例として、日本の《お餅 ぺったんこ *Reiskekstanz*》の曲を使った教材を見てみたい。

¹⁸ しかし大変残念なことに、掲載されている写真が間違っており、異なるムビラの写真が2枚あってディジェリドゥが無い。旧版の *MusiX* にもほぼ同じ単元があり、こちらにはディジェリドゥの写真が掲載されていることから、新版作成にあたって写真を入れ替えた際に、編集ミスが起きたものと思われる。

【譜例2】《お餅ぺったんこ》

《お餅ぺったんこ》は「拍子のなかの音楽」の単元で扱われ、『規則なしには、何も存在しない』とアルベルト・アインシュタインは言った。規則は音楽にも見出される¹⁹⁾ (*MusiX1*: 62) の文章の後で、最初の曲としてこの楽譜が掲載されている。これは、2人組になった生徒たちが「お餅をつきましょ、お餅をつきましょ、ぺったんこ、ぺったんこ、ぺったんぺったんぺったんこ。」と歌いながら手遊びをするもので、人物1の生徒は垂直方向の動作で四分音符を打ち、人物2の生徒は水平方向の動作で、人物1の手の上中下で四分音符と八分音符のリズムを打つ (【写真1】)。



【写真1】《お餅ぺったんこ》の手の叩き方 (左から下、中、上)

この曲で手遊びをした後、「お餅ぺったんこのリズム伴奏を手掛かりにして、『基礎的なビート』、『2

¹⁹⁾ „Nichts kann existieren ohne Ordnung“, sagte Albert Einstein. Ordnung findet sich auch in der Musik.

分割の部分』、『リズム』を自分の言葉で説明しましょう²⁰」(ibid.)という課題が出される。このように「拍子のなかの音楽」では、基本の四分音符の連続や、八分音符での分割、双方の組合せによるリズムを、日本の手遊びを使って学ばせ、その後は、2/4・3/4・4/4の各拍子を別の曲などで扱った後、次はイスラエル民謡《シャローム・ハヴェリム *Shalom chaverim*》でアウフタクトを取り上げるといったように、楽典を学ばせるために、積極的に「諸外国の音楽」を用いているのである。*MusiX*ではこのように、「諸外国の音楽」の学習を通じて、動きと共に拍子、和音、ソルミゼーションなどの楽典を学ばせるといった工夫を凝らしている。

5. まとめ

本稿は、日本の小学校5・6年生、及びこれに相当するドイツの中等教育学校1・2年生の音楽科教科書における「諸外国の音楽」について、教材内容と指導法の特徴・特長を考察してきた。

日本の教科書『音楽のおくりもの』と『小学生の音楽』は、学習指導要領の表記を反映して、基本的に「諸外国の音楽」が鑑賞領域での扱いとなっている。このように鑑賞領域で「諸外国の音楽」を学ばせるメリットは、なんといっても少ない時間で多くの地域の音楽を扱えることであろう。特に『音楽のおくりもの』においてこの傾向は顕著であるが、「諸外国の音楽」は5年生でしか扱いが無い。一方、『小学生の音楽』では「諸外国の音楽」を5年生(声楽)と6年生(器楽)に分けて扱う以外にも、韓国・中国の民謡を原語も付して載せたり、《ラ・バンバ》で声部の重なりやへ音記号を学ばせたりするなど、『音楽のおくりもの』よりも若干ではあるが「諸外国の音楽」の扱いが多様であることが特徴的である。

ドイツの音楽科教科書としては、ヘルプリング社の *Club Musik* と *MusiX* の2種類を考察した。2つの教科書の「諸外国の音楽」における共通点としては、歌曲において原語を表記して発音の仕方や翻訳を付けたり、手遊びやダンスをさせたりすることで、様々な地域の音楽の特徴を、実践的な形で学習させることと共に、楽典を学ばせる上での教材として扱っていることが挙げられる。しかし、ドイツには国全体を統一する教育課程の基準が無いため、2つの教科書は同じ出版社に拠り、かつアビトゥアを意識して作成されているにも関わらず、「諸外国の音楽」の扱いについて異なっている部分も見受けられる。*Club Musik* では「諸外国の音楽」をヨーロッパ、アフリカ、アメリカの3州に絞って、一地域に多くの紙幅を割くことでより深く「諸外国の音楽」の学びを達成させようとしているが、*MusiX* では日本同様に鑑賞領域でも「諸外国の音楽」を取り上げ、アジアやオセアニアの音楽についても学ばせる機会を広げている。

学習指導要領と共に『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』(2018)を参照すると、表現において「諸外国に伝わる様々な打楽器についても、他の打楽器と同様に各学年を通じて取り扱うよう心掛けることが大切である。」(文部科学省 2018: 131) や、調性にとらわれない音楽を取り上げる際に、「諸外国の様々な音階や全音階」(ibid. 134)を扱う可能性、さらには共通事項に示す音楽を形作っている要素のうち、拍に関連して「拍のない音楽についての学習では、我が国の民謡や諸外国の音

²⁰ Erklärt anhand der Rhythmusbegleitung des Reiskekstanzes mit eigenen Worten die Begriffe „Grundbeat“, „Zweierunterteilung“ und „Rhythmus“.

楽、現代音楽などの中から、そのような特徴をもつ音楽を扱うことが考えられる。」(ibid. 137) といった表記があり、決して「諸外国の音楽」が鑑賞領域のみで扱われる教材ではないことを示している。この点において、ドイツの教科書のように楽典(学習指導要領の用語では「音楽を形作っている要素」)の学習において、より多くの「諸外国の音楽」を教材に取り入れる余地はありそうだ。

但し、小学校1・2年生の鑑賞教材では、2008年改訂『学習指導要領』第2章 第6節 第2〔第1学年及び第2学年〕2 Bで「(2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。ア 我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など身体反応の快さを感じ取りやすい音楽」となっており、これは2017年の改訂においても「身体反応の快さ」が「体を動かすことの快さ」に変更された形で引き続きの取り扱いを示しているが、3年生以上では『学習指導要領』にこのような表記が無いことから、ドイツの教科書に多く見られる、体を動かしたり、ダンスをしたりといった、音楽を直接体で感じるような教材を、高学年の教科書自体に取り入れることは難しいかもしれない。

日独の教科書を比較して、どちらが良いと一概に言うことは難しい。そもそもドイツのように、中等教育学校1・2年生、つまり小学校5・6年生の段階で将来の進路によって教材を変えるという方法は、国によって統一した基準を持つ日本の教育にはそぐわない。しかしまた、外国との相違を考察することで、日本の学校教育における、さらに充実した教材や教育方法の発展に寄与する可能性があるのではないかと考える。

引用・参考文献

- DETTBRUCK, Markus; SCHMIDT-OBERLÄNDER, Gero. 2019. *MusiX* 1. Esslingen: Helbling.
- 木戸 芳子. 2018. 「ドイツのギムナジウムにおける音楽教育 — アビトゥーア試験問題を中心にして」『東京音楽大学 研究紀要』41:21-37.
- KUGI, Martin; SCHILLING, Ralf (Redaktion). 2011. *Club Musik* 1. Esslingen: Helbling.
- 文部科学省. 2018. 『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』東京: 東洋館出版社.
- 新実 徳英 他. 2017. 『音楽のおくりもの』5・6 東京: 教育出版株式会社.
- 小原 光一 他. 2017. 『小学生の音楽』5・6 東京: 教育芸術社.
- 若宮 由美. 2014. 「ドイツとオーストリアの音楽教科書 — Spielpläne と Klangfarben の分析」『東京成徳大学 子ども学部紀要』3:79-91.
- 山原 麻紀子. 2004. 「ドイツの音楽教科書 “Spielpläne” における鑑賞の理念と内容」『音楽教育研究ジャーナル』21:18-34.

引用・参考ウェブサイト

- Ernst Klett Verlag. <https://www.klett.de/> (2019年8月15日閲覧)
- Helbling Verlag. <https://www.helbling-verlag.de/?pagename=home> (2019年8月15日閲覧)
- 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/> (2019年8月15日閲覧)
- Schulbuchaktion online. <https://www.schulbuchaktion.at/index.html> (2019年8月15日閲覧)

補遺

【表3】対象教科書の採用状況（校種別）

採用状況については、ヘルプリング社のウェブサイトの表記に基づいている。

校種のHはHauptschule、RはRealschule、GeはGesamtschule、GyはGymnasiumを示す。

【表3-1】Club Musik 1（2016年2月現在）

州名 ¹	校種				
	H	R	Ge	Gy	他
Baden-Württemberg	×	○	×	○	
Bayern ²	×	×	×	×	
Bremen	×	×	×	○	Oberschule
Hessen	○	○	○	○	
Niedersachsen	○	○	○	○	Integrierte Gesamtschule
Rheinland-Pfalz	×	○	○	○	Realschule +, Integrierte Gesamtschule
Sachsen	×	×	×	○	Mittelschule
Thüringen	○	○	○	○	Regelschule

1) ヘルプリング社のウェブサイトには、次の説明文が掲載されている。

「ベルリン、ブランデンブルク、ハンブルク、メクレンブルク-フォアポメルン、ノルトライン-ヴェストファーレン、シュレスヴィッヒ-ホルスタイン、そしてザクセン-アンハルトにおいては、もはや認可手続きが行われていないか、あるいは音楽科は認可の義務が無い。ザールラントはバーデン-ヴェルテンベルク、ノルトライン-ヴェストファーレン、そしてラインラント-プファルツで行われた許可を利用している。In Berlin, Brandenburg, Hamburg, Mecklenburg-Vorpommern, NRW, Schleswig-Holstein und Sachsen-Anhalt gibt es entweder kein Zulassungsverfahren mehr oder das Fach Musik ist dort nicht zulassungspflichtig. Das Saarland übernimmt die Zulassungen aus Baden-Württemberg, Nordrhein-Westfalen und Rheinland-Pfalz.」

二文目のザールラントについては、3つの州の許可をそのまま利用しているとのことだが、3州の対応がまちまちなため、どの州と同じなのかが不明。

2) Bayernでは第1巻は認可されていないが、第2巻のみHauptschule、Mittelschule、Realschuleの各校で認められている。

【表3-2】Musix Neu 1（2019年5月14日現在）

州名	校種				
	H	R	Ge	Gy	他
Baden-Württemberg	×	○	○	○	
Bayern ¹	×	×	×	×	
Bremen ²	×	×	×	×	
Hessen	○	○	○	○	
Niedersachsen	×	○	○	○	Oberschule, Integrierte Gesamtschule
Rheinland-Pfalz	×	○	○	○	Integrierte Gesamtschule
Thüringen	○	○	○	○	

1) Bayernは他の州と違い、州固有の版を用いている。本文の注2を参照のこと。

2) Bremenは、現在認可手続き中。